平成２７年（フ）第２５９号
和歌山市榎原238番地の５
破産者　株式会社川常物産
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６２号
和歌山市黒田34番地の１
破産者　株式会社将勇興産
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５号
岡山市北区小山232番地
破産者　淺野　一美
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２８号
岡山市南区豊成１丁目１番25―２号
破産者　井原　行子
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２９号
岡山市北区京町13番10号橋本ビル201
破産者　有限会社ＨＳＮ
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８９号
岡山県加賀郡吉備中央町小森1497番地
破産者　濱田　輝美（旧姓浅田）
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９号
岡山県総社市上原１、開始決定時の住所岡山県総社市中央６丁目15番地107
破産者　池上　雅己
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６５号
新潟県長岡市高見町125番地１　コーポ堤岡202号室、旧住所徳島県徳島市南昭和町５丁目53番地の３
破産者　富永　　覺
１　決定年月日　平成28年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５号
秋田県能代市落合字中大野115番地40
破産者　遠藤　真樹
１　決定年月日　平成28年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１３４５号
札幌市西区発寒13条３丁目５番１―108号
破産者　池崎　浩二
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５９号
宮城県柴田郡川崎町大字今宿字銀杏木39番地３、従前の住所仙台市若林区かすみ町10番37号　コーエーハイツ202
破産者　長瀬　和子
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
仙台市太白区富沢３丁目５番８号　ウィンディ89―105
破産者　中川　　一
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８１６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―８―401、旧住所埼玉県上尾市緑丘１丁目１番41号　アヴニール緑丘209
破産者　舩田　雅雄
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０３号
埼玉県川口市大字東本郷1157番地の５
破産者　九田　義信
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０４号
埼玉県川口市大字東本郷1157番地の５
破産者　九田　節子
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２３号
さいたま市岩槻区本丸２丁目２番８号、旧住所さいたま市岩槻区加倉１丁目７番12―108号
破産者　清水　　透
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８２号
埼玉県蓮田市末広１丁目８番14号　コスモハイツ101号
破産者　楢崎　賢司
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８７号
埼玉県川口市大字木曽呂545番地の14
破産者　新井　　誠
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
神奈川県伊勢原市上粕屋449番地の１　秋山ハイツ205号、破産手続開始決定時の住所神奈川県伊勢原市沼目４丁目39番７号
破産者　武田　　悟
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４８号
神奈川県小田原市栢山593番地の５　メゾンリヴィエール105、前住所神奈川県小田原市小竹288番地の５
破産者　メディアック平塚こと　志村　　崇
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部